

民生関係 <つづき>

19	し尿処理事業	佐久市・臼田町は佐久平環境衛生組合、浅科村は浅麓環境施設組合、望月町は川西保健衛生施設組合がそれぞれ処理を行っています。合併時、現行どおりとします。
20	浅麓環境施設組合 (し尿処理)	浅科村が加入しています。合併時、新市において加入します。 なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。
21	川西保健衛生施設組合 (し尿処理)	望月町が加入しています。合併時、新市において加入します。
22	川西保健衛生施設組合 (広域処理場汚泥処理)	なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。
23	川西保健衛生施設組合分担金 (広域処理場汚泥処理)	望月町が負担しています。合併時、新市において加入し負担します。
24	川西保健衛生施設組合分担金 (し尿処理)	なお、合併時までに、分担金の負担割合について、一部事務組合と協議を進めます。
25	佐久水道企業団	佐久市・臼田町・浅科村が加入しています。合併時、新市において加入します。 なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。
26	浅麓水道企業団	佐久市が加入しています。合併時、新市において加入します。 なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。
27	望月町水道事業	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 将来、新市において佐久水道企業団との調整を図ります。
28	望月町水道使用料	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 平成 16 年度に料金改定の検討をし、平成 17 年度に料金改定を予定します。
29	望月町水道新規加入金	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。平成 16 年度に改定を検討します。
30	望月町水道開栓等手数料	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
31	給水装置指定工事店の登録	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
32	水道メーター検針委託事業	望月町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
33	日本水道協会負担金	望月町が加入し負担しています。合併時、新市において加入し負担します。
34	望月外 1 市水道企業団	望月町が加入しています。一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整します。
35	望月町外 1 市水道企業団 負担金	望月町が加入し負担しています。一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整します。
36	小諸市外三市町村御牧ヶ原 水道組合	浅科村・望月町が加入しています。合併時、新市において加入します。 なお、合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、一部事務組合と協議を進めます。

保健福祉関係

37	成人病検診等手数料	4 市町村とも実施していますが、検診項目・検診対象年齢等により手数料に違いがあります。 合併時、手数料は検査項目ごとに老人保健法による費用基準の定める額を基準とし、検査委託料の概ね 4 割から 5 割として定めます。
38	老人保健事業 (基本健康診査事業)	4 市町村とも実施していますが、実施内容に違いがあります。 合併時、老人保健法・地域保健法に基づき、基本健康診査(歯周疾患を含む)、各種ガン検診、B・C 型肝炎ウイルス等の検診を、それぞれの対象年齢や検診方法により実施します。 ・基本健康診査は、身体測定・血圧測定・血液検査・検尿・心電図検査・問診・内科検診・歯周疾患を基本として実施します。 ・ガン検診は、胃・子宮・乳房・大腸・肺・前立腺を基本として実施します。 ・事業実施方法は、新市発足までに佐久医師会と調整します。
39	老人保健事業 (健康教育事業等)	4 市町村とも実施していますが、事業内容に違いがあります。 合併時、類似の事業を統合し新市の区域で実施します。 ・健康教育事業：各地区会館等で医師等による学習会 ・個別健康教育事業：再検査対象者等を対象に保健師・栄養士が指導 ・地区健康相談事業：行政区ごとに地区担当保健師による健康相談等 ・健康手帳交付 ・健康カレンダー事業
40	老人保健事業 (生活改善指導)	4 市町村とも実施していますが、事業内容に違いがあります。合併時、新市の区域で実施します。 ・各種健診等受診者に対し結果報告と生活改善指導を行います。 ・要精検者に対し受診の勧奨を行います。
41	誕生月検診 (個別健康診査事業) 事業	佐久市が実施しています。合併時、佐久市の例を基本として新市の区域で実施します。 ・新市内の対象医療機関で、基本項目のほか選択項目の検診を実施します。 ・新市内医療機関で上記検診項目等の実施が可能な医療機関を対象とします。 ・事業実施方法については、新市発足までに佐久医師会と調整します。